



# はじめに

教務部長 丹 羽 卓

大学入学後は、これまでどちらかというと受け身的な姿勢だった学修の仕方から、自分から学ぶ姿勢の学修の仕方に変わることに、皆さんも気づかされることでしょう。しかし、大学とはまさしくそうしたところなのです。そして、自分から学ぶ姿勢に立つとき、この「履修要覧」が大きな役割を果たすことだと思います。

この「履修要覧」は、皆さんのが授業を受けるに際して留意しなければいけないことや、卒業に必要な単位をどのように修得していくべきのかを、履修規程・要項・基準に基づいて説明、案内するものです。したがって、科目履修の説明のために開かれるオリエンテーション等の際には、必ずこの「履修要覧」を持参するようにしてください。

また、この「履修要覧」は、どの学部の学生にも必要かつ共通の教務事項をとりまとめた部分（大学共通編）と、所属学部学科の教務事項を中心としまとめた部分（学部編）との2大構成で編集されています。各編とも、皆さんのが入学してから卒業するまでの学修上の重要な説明や案内が記載されていますので、見ていなかったり、理解していなかつことによる不利益が生じないように、よく読んで理解してください。

なお、皆さんのが授業科目を履修する上で必要なものとして、この「履修要覧」とは別に配布（教務関係情報ホームページにも掲載）されるものに「シラバス」があります。「シラバス」というのは、皆さんのが履修しようとする科目がどのような授業内容で、その授業はどのように進められるか、を前もって見たり、折りに触れ確認したりするための資料ですから、科目選択や履修登録の際に参照してください。

くり返しますが、この「履修要覧」を卒業する時まで必要に応じて参照し、皆さんのが学修に役立ててください。そしてもし、自分自身の学修において不明な点があれば、積極的に履修支援センターをたずね、不明なままにすることなく疑問の解明につとめてください。そのようにして皆さんのが、有意義な学生生活を送られることを期待しています。

# 大学共通編

II

履修要項および履修案内

# 金城学院大学 履修規程

(根拠)

**第1条** この規程は、金城学院大学（以下「本学」という。）学則第13条に定めるところに従い、授業科目の履修方法を定める。

(授業科目の履修上の区分等)

**第2条** 共通教育科目を、履修上の区分として、別表1に示す科目に分ける。

2 専門教育科目を、履修上の区分として、共通科目、基礎科目、展開科目、演習科目、卒業論文及び資格関連科目に分ける。ただし、学科により、この区分が異なることがある。

3 学科により、専門教育科目に履修上のコースを置くことがある。

(共通教育科目の履修方法)

**第3条** 共通教育科目の卒業要件単位の修得方法は、別表1に示すとおりとする。

(専門教育科目の履修方法)

**第4条** 専門教育科目の卒業要件単位の修得方法は、当該学科が専門教育課程表において示すところによる。

(自由履修)

**第5条** 自由履修とは、卒業要件総単位数と、共通教育科目及び専門教育科目における卒業要件上の必要最低修得単位数の合計との差を充足する履修形態をいう。

2 自由履修に充当できる単位は、共通教育科目並びに専門教育科目において卒業要件上の必要最低修得単位数を超えて修得した単位及び教職に関する科目的単位とする。

(各種資格に係る授業科目の履修方法)

**第6条** 各種資格取得のために必要な授業科目及び単位の修得方法は、当該資格課程を設置する学科が、当該取得資格の課程表において示すところによる。ただし、教員の免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目及び単位の修得方法は、本学が示す教職課程履修に係る教育課程表に基づく。

(履修者数による閉講)

**第7条** 開講した授業科目でも、履修者数によっては閉講することがある。

(他学部他学科履修)

**第8条** 2年次以上の学生は、他の学部学科が開講する専門教育科目の授業科目を履修することができる。ただし、他学部他学科履修の対象外授業科目を除く。

(海外研修に係る授業科目の履修)

**第9条** 外国の大学等が実施する外国における語学研修等のプログラムに参加する学生は、共通教育科目における総合教育科目の海外研修に係る当該授業科目を、所定期日までに登録の手続きをすることにより履修することができる。

(本学における履修とみなす学修の成果に係る外部の公的試験)

**第10条** 学則第16条の規定に基づき、本学における授業科目の履修とみなし単位を認定する大学以外の教育施設等における学修のうち、学修の成果を単位認定の対象とする外部の公的試験は、別表2に示すとおりとする。

(履修登録に関する基本原則)

**第11条** 履修未登録の授業科目は履修できない。また、履修登録の内容に誤りがあった授業科目に係る成績及び単位は認定されない。

- 2 履修登録期限後の履修登録内容の変更は、取り消しを含め原則としてこれを認めない。  
(履修登録単位数の上限)

**第12条** 1年次における履修登録単位数の上限を原則42単位とする。ただし、上限単位数のうち、共通教育科目における総合教育科目については、その上限を前期で4単位、後期で4単位の計8単位とする。また、現代子ども学科においては、教科及び教職に関する科目を履修上の制限単位に含めない。

- 2 2年次、3年次（薬学科は2～5年次）における履修登録単位数の上限を原則49単位とする。ただし、教職に関する科目（現代子ども学科は、教科に関する科目も含む）及び再履修科目は、履修上の制限単位に含めない。
- 3 第1項、第2項の定めにかかわらず、学科の事情により、上限単位数を変更することがある。
- 4 最終年次における履修登録単位数の上限は設定しない。
- 5 第9条の海外研修に係る授業科目については、各年次において履修上の制限単位に含めない。
- 6 本学学生留学規程に基づき2年次に海外留学をした学生に対しては、3年次に履修登録できる単位数の上限は設定しない。3年次に海外留学をする学生で、2年次の履修登録前に留学誓約書を提出した者については、2年次に履修登録できる単位数の上限は設定しない。4年次に海外留学をする学生で、3年次の履修登録前に留学誓約書を提出した者については、3年次に履修登録できる単位数の上限は設定しない。（ただし、薬学部においては、5年次、6年次についても同様とする。）
- 7 編入学生・転学部転学科生に対しては、3年次以降の履修登録単位数の上限は設定しない。
- 8 G.P.Aが3.3以上の学生に対しては、翌年次の履修登録単位数の上限は設定しない。  
(履修制限)

**第13条** 一部の授業科目については、その内容又は授業教室の都合等の理由により、履修者数を制限することがある。

- 2 あらかじめ特定の授業科目を修得していることを必要とする授業科目については、その特定授業科目が未履修の学生の履修を制限することがある。  
(履修禁止授業科目)

**第14条** 共通教育科目及び教職に関する科目の一部の授業科目については、特定学科の学生の履修を認めないことがある。また、専門教育科目の一部の授業科目については、当該学科の事情により他の学部学科又は特定学科の学生の履修を認めないことがある。

- 2 開講が上級年次に配当されている授業科目の履修は、これを認めない。なお、他学科等と合同で開講される授業科目についての配当基準年次は、当該学生が所属する学科が配当した開講年次とする。
- 3 既修得授業科目の再履修を認めない。また、同一名称授業科目又は同一授業内容授業科目の重複履修を認めない。
- 4 同一名称授業科目が自学科で開講されている場合は、他学科開講の同一名称授業科目の履修を認めない。

（卒業要件上の履修付加条件）

**第15条** 生活環境学部食環境栄養学科を卒業するためには、管理栄養士受験資格を得るために必要な授業科目及び単位を修得することを原則とする。

- 2 人間科学部現代子ども学科を卒業するためには、幼稚園教諭一種免許状または小学校教諭一

種免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目及び単位を修得することを原則とする。  
(進級制限)

**第15条の2** 進級制限を設けることがある。進級制限に関する基準は、進級制限を行う学部がこれを定める。

(外国人留学生及び外国において相当期間外国の教育を受けた学生に関する特例)

**第16条** 外国人留学生に関する履修方法の特例は次のとおりとする。

(1) 外国人留学生が修得した日本語科目的単位は、共通教育科目における母国語以外の外国語科目的単位とすることができます。

(2) 外国人留学生が修得した日本事情に関する科目的単位は、共通教育科目における総合教育科目又は自由履修の単位とすることができます。

2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間、外国における教育を受けた学生が、認められて日本事情に関する科目を修得した場合の単位の取り扱いについては、前項第2号の規定を準用する。

(履修細則)

**第17条** この規程に定めるもののほか、授業科目的履修方法に係る細則は、これを別に定める。

(規程の改廃)

**第18条** この規程の改廃は、大学評議会の審議及び議決に基づき、これを行う。

**別表1 (共通教育科目の卒業要件単位の修得方法)**

※ 内容については、学部編の「II 共通教育科目等の課程表および開講表」を参照してください。

**別表2 (学修の成果を単位認定の対象とする外部の公的試験)**

実用英語技能検定試験（英検）	二級建築士
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	初級システムアドミニストレータ
Test of English for International Communication (TOEIC)	基本情報技術者
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	情報セキュリティアドミニストレータ
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	色彩検定
ドイツ語技能検定試験	マルチメディア検定
実用フランス語技能検定試験	CGクリエイター検定 Web デザイン部門
フランス語資格試験（D E L F、D A L F）	CGクリエイター検定 ディジタル映像部門
中国語検定試験	CGエンジニア検定 CG部門
スペイン語技能検定試験	CGエンジニア検定画像処理部門
韓国語能力試験	簿記検定試験
ハングル能力検定試験	貿易実務検定
通関士試験	日本語能力試験
総合旅行業務取扱管理者試験	ITパスポート試験

## 1 授業科目について

本学における授業科目は、以下の3つに大きく区分されています。

- ① **共通教育科目**／すべての学生に共通に開講されている授業科目で、ここに含まれる授業科目は、さらに次のように科目区分されています。

キリスト教教育科目 総合教育科目 英語教育科目 外国語教育科目 S & E 教育科目  
情報教育科目 キャリア開発教育科目

- ② **専門教育科目**／専門教育課程として各学科ごとに設けられている授業科目です。専門教育課程では、専門性を高めるための学修がより効果的に進められるよう、履修上の各授業科目が体系化ならびにグルーピングされています。(例：基礎科目、展開科目など)

- ③ **教職に関する科目**／上記の①②とは別に、教員免許状取得に必要な科目として教職課程上単独開設されている授業科目です。(教職に関する科目でも、上記①②に組み込まれている授業科目もあります。)

※なお、上記①～③以外に、日本語科目と日本事情に関する科目がありますが、これら科目は外国人留学生または海外帰国子女のために開設されている授業科目です。

※また、教職に関する科目以外にも、各資格取得課程に係る科目がありますが、それら科目はすべて上記①②に組み込まれています。

### 参考 通年科目、半期科目とは…

通年科目とは、1年間にわたり継続して授業が行われ、単位認定される科目（授業回数は原則として30回）であり、半期科目とは、前期または後期で終了し、学期ごとに単位認定される科目（授業回数は原則として15回）のことをいいます。

### 参考 必修科目、選択科目とは…

授業科目は、その科目が卒業要件に係る必要の度合から、次のように履修上の区分がされています。

必修科目：必ず履修しなければならない科目

選択科目：選択肢の中から希望により選択して履修することができる科目

なお、限られた選択肢の中から所定の科目数、単位数を履修しなければならない科目を選択必修科目と呼ぶ場合があります。

## 2 単位制度について

授業科目には、それぞれ単位数が付記されています。それは、大学における各授業科目の学修量は「単位」という尺度で測られているからです。すべての授業科目は、講義、演習、実験、実習および実技のいずれかとして分類されていて、その種類に応じて本学学則において定めた時間を学修し、試験・レポートなどにより合格と判定されたとき、その授業科目の単位の修得が認められます。

この単位を、授業科目区分・分類ごとに定められた数だけ修得することによって、卒業要件を満たすことができます。(詳しくは、次の項「卒業要件について」を参照してください。)

なお、本学においては、90分の授業（時間割上の1コマ、1時間に相当）をもって2時間と計算します。

### [単位計算方法・基準]

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修

等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て、単位数を定めるものとする。

以上により、週1コマ開講の半期科目および通年科目について、授業の方法別に単位を示すと、およそ次のようにになります。

	半期科目	通年科目
講義および一部演習	2単位	4単位
演習・実験・実習・実技	1単位	2単位

### 3 卒業要件について

卒業を認められるためには、下記の二つの要件を満たさなければなりません。

**(1) 本学に4年（ただし、薬学部薬学科生は6年）以上在学すること**

※休学期間は在学期間に含めません。

※編入学した学生は、本学在学年数に2年（薬学科編入生は3年）を参入することができます。

※在学期間は8年（ただし、薬学部薬学科生は12年）を超えることができません。

**(2) 各学科別に示す以下の表において、卒業に必要な最低修得単位数を修得すること**

学 部	学 科	共通教育 科 目	専門教育 科 目	自由履修 (後述 参考 参照)	卒業要件 総単位数
文 学 部	日本語日本文化学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	英語英米文化学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	言語文化学科	20単位	78単位	30単位	128単位
	外国語コミュニケーション学科	20単位	78単位	30単位	128単位
生活環境学部	生活環境情報学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	環境デザイン学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	食環境栄養学科	28単位	92単位	8単位	128単位
現代文化学部	国際社会学科	20単位	78単位	30単位	128単位
	情報文化学科 (2008年度以前の入学生)	28単位	70単位	30単位	128単位
	情報文化学科 (2009年度入学生)	28単位	71単位	30単位	129単位
	福祉社会学科	28単位	70単位	30単位	128単位
人間科学部	現代子ども学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	心理学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	芸術表現療法学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	芸術・芸術療法学科	28単位	70単位	30単位	128単位
薬 学 部	薬 学 科	40単位	148単位	0単位	188単位

卒業要件単位の履修方法については、学部編の各学科卒業要件単位表ならびに共通教育等課程表および専門教育課程表を参照してください。なお、生活環境学部食環境栄養学科および人間科学部現代子ども学科においては、金城学院大学履修規程第15条の卒業要件上の履修付加条件にも気を付けてください。

#### 参考　自由履修とは…

自由履修とは、卒業要件総単位数と、共通教育科目および専門教育科目における卒業要件上の必要最低修得単位数の合計との差を充足する履修形態をいいます。

自由履修に充当できる単位は、共通教育科目および専門教育科目において卒業要件上の必要最低修得単位数を超えて修得した単位、および教職に関する科目的単位です。

## 4 履修上の留意事項について

履修に際しては、守らなければならない規則があります。次に、それら規則を列挙しますが、違反すると、履修登録ができなかったり、単位が認定されなかったりしますので、十分注意してください。

① 科目を履修するには、履修登録を必要とします。履修登録していない科目的履修は認められません。

② 同一曜日時間に、2科目以上を重複して履修することはできません。集中講義の日程が重複する科目についても同じです。

③ 履修は、開講基準年次にしたがってください。下級年次に配当されている科目を履修することは認められますが、上級年次に配当されている科目は履修できません。

なお、他学科との合併授業の場合で、学科間で開講基準年次が異なるときは、自学科の配当年次が開講基準年次です。

④ クラス指定で開講されている科目は、所属のクラスで履修してください。ただし、再履修等の場合は、当該所属クラスでの履修を原則とするものの、所属以外のクラスでの履修も許可します。

⑤ 1年次において履修登録できる単位数の上限は、原則42単位までです。ただし、上限単位数のうち、共通教育科目における総合教育科目については、その上限が前期で4単位、後期で4単位の計8単位までです。また、現代子ども学科における教科及び教職に関する科目的については、履修上の制限単位に含まれません。

⑥ 2年次、3年次（薬学科においては2～5年次）において履修登録できる単位数の上限は、原則49単位までです。ただし、教職に関する科目（現代子ども学科においては、教科に関する科目も含む）及び再履修科目については、履修上の制限単位に含まれません。

⑦ 上記⑤、⑥の定めにかかわらず、次の4学科については当該学科の事情を考慮して、履修登録できる単位数の上限を次のとおりとします。

学 部	学 科	履修登録できる単位数
生 活 環 境 学 部	環境デザイン学科 1年	48 単位
生 活 環 境 学 部	食環境栄養学科 1年	46 単位
生 活 環 境 学 部	食環境栄養学科 2年	60 単位
現 代 文 化 学 部	福祉社会学科 1年	48 単位
現 代 文 化 学 部	福祉社会学科 2年	55 単位
薬 学 部	薬 学 科 1 年	46 単位

- ⑧ 最終年次においては、履修登録できる単位数の上限はありません。
- ⑨ 各年次において、海外研修に係る授業科目については、履修上の制限単位に含まれません。
- ⑩ 本学学生留学規程に基づき2年次に海外留学をした学生に対しては、3年次に履修登録できる単位数の上限はありません。3年次に海外留学をする学生で、2年次の履修登録前に留学誓約書を提出した者については、2年次に履修登録できる単位数の上限はありません。4年次に海外留学をする学生で、3年次の履修登録前に留学誓約書を提出した者については、3年次に履修登録できる単位数の上限はありません。(ただし、薬学部においては、5年次、6年次についても同様とする。)
- ⑪ 編入学生・転学部転学科生に対しては、3年次以降に履修登録できる単位数の上限はありません。
- ⑫ G P Aが3.3以上の学生に対しては、翌年次に履修登録できる単位数の上限はありません。  
※⑤～⑫については、後述の参考／キャップ制を参照してください。
- ⑬ 他学部他学科生の履修が不可とある科目については、自学科生のみ履修が可能です。他学部他学科生の履修はできません。(授業科目開講表またはシラバス参照)
- ⑭ 既に単位修得した科目を、再度履修することはできません。
- ⑮ 一部の授業科目については、その内容または授業教室の都合等の理由により、履修者数に制限があります。抽選等により定員外となった場合は、その科目は履修できませんので、同一曜日時限にある他の授業科目への履修変更等をしてください。
- ⑯ 一部の授業科目については、その科目的履修に際して、予め特定の授業科目を修得していることを条件とすることがあります。また、それ以外にも、履修上の条件の付いた科目があります。(以上は、授業科目開講表またはシラバス参照)  
履修上の条件のあるそれらの科目については、条件を満たす者のみ履修が可能です。
- ⑰ 授業科目の末尾に括弧数字がついている科目は、(1)から順に展開をしていく授業科目であり、数字順に履修をしていかなければなりません。また、授業科目の末尾のアルファベットは授業内容が異なっていることをあらわすものであり、履修順序の制約はありません。
- ⑱ 学期の始めにおいて、履修登録した科目が非開講になった場合は、その後の履修登録変更及び変更後の科目の3週目からの授業出席を認めます。

#### 参考 キャップ制（履修科目の登録の上限設定）とは…

文部科学省は、大学設置基準（省令）において、「大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるように努めなければならない」としています。このことを受けて本学では、履修規程の第12条において、履修登録単位数の上限を定めています。

履修登録単位数の上限設定は、上記省令の趣旨からすれば、全ての年次において行うべきところですが、諸般の事由と事情によって、本学は1～3年次（薬学科においては1～5年次）にしています。

なお、ここでいう単位数は、結果としての履修単位数ではなく、履修登録における単位数である点に注意してください。

#### 参考 他学部他学科履修とは…

本学の授業科目のうち、専門教育科目については、当該学科以外の学科（他学部を含む）の学生も基本的に履修することができます。学部学科を超えて、意欲のある学生が、他学部他学科に開設されている専門性の高い授業科目を履修できるようにした制度が他学部他学科履修で

す。なお、この履修により取得した単位は、自由履修の単位にすることができます。

ただし、他学部他学科履修できるのは、2年次からで、1年次においてはできません。また、すべての専門教育科目が他学部他学科履修の対象となっているわけではありません。専門教育科目のうち、以下に示した授業科目は、他学部他学科履修の対象から除外されていますので、履修登録に際しては注意してください。

#### (1) 卒業論文、卒業制作等の科目

#### (2) その他、当該科目の授業内容の関係から、履修者を自学科の学生に限る必要があると判断された科目

他学部他学科履修のできない授業科目は、「授業科目開講表」における「他学部他学科生の履修」欄に「不可」と表記されています。また、シラバスにも「他学部他学科生履修不可」と表記されています。「授業科目開講表」およびシラバスは、教務関係情報ホームページに掲載すると共に、履修支援センター カウンターに全学部の冊子が用意されていますので参照してください。

なお、他学部他学科履修科目でも、受け入れ履修者数を制限する場合があります。最終的には、第1回目の授業において、授業担当教員により判断されますので、それにしたがってください。

#### 参考 履修上の条件とは…

シラバスの履修上の条件欄に、「××（科目名）を履修済みのこと」と付記されている授業科目があります。これは、その科目を履修するには、先に××（科目名）を履修している必要があることを意味します。ただし、「履修上の条件」における「履修済み」には、次の者も条件に適う者として付加し、「履修済み」者とみなすこととします。

- ① 先に履修すべき科目の成績が「不可（F）」であった者
- ② 先に履修すべき科目を同時に履修する者

#### 参考 再履修とは…

履修した結果、単位が認定されなかった科目を、次期または次年度以降に再び履修することを、再履修といいます。

再履修は、その科目が卒業要件上の必修科目である場合は、絶対に必要となります。選択必修科目や選択科目の場合で、その科目の単位数分を、同系列の他の科目的履修によって満たすことができれば、絶対に必要ということではありません。

また、再履修は、再履修しようとする科目の開講曜日時限が、履修計画上の時間割において空いているときに限り、可能となります。

なお、下級年次配当の科目を初めて履修する場合も、再履修と同じように考えてください。

#### 参考 読み替え科目とは…

カリキュラムが変更になると、時間割配当科目は、その年度の1年次配当開講科目からはじまって、年度を追うごとに上級年次へと変わって行き、4年後においては、すべての時間割配当科目が新カリキュラムに基づくものとなります。

このことから、カリキュラム変更があった学科については、再履修等の対象となる科目を開講できないケースが出てきます。このような場合には、新カリキュラムの科目のうちから、類似内容の科目が選ばれ、再履修等のための科目として設定されます。こうして設定された科目が読み替え科目です。ですから、読み替え科目を履修するということは、再履修等のために設定された下級年次配当科目（普通は別名称科目）を、下級年次生とともに履修することになります。

なお、再履修用の読み替え科目は、再履修のところでも説明したように、再履修が必要となる必修科目を中心に設定されます。

#### 参考 単位互換協定に基づく他大学での履修とは…

単位互換協定とは、他の大学または短期大学において履修し修得した授業科目の単位を、本学において修得した単位とみなすことが、本学にとっても教育上有益と認められるときに、相手大学等と締結する大学間の協議書です。したがって、単位互換協定を締結している大学で修得した単位については、本学において修得した単位とみなし、単位認定されます。

本学は現在、次の大学等と単位互換協定を締結しています。

- ① 国際交流協定大学／Agnes Scott College（アメリカ）、West Virginia University（アメリカ）、Hawaii Pacific University（アメリカ）、Highline Community College（アメリカ）、Lindsey Wilson College（アメリカ）、Liverpool John Moores University（イギリス）、London Metropolitan University（イギリス）、University of Tasmania（オーストラリア）、University of Western Sydney（オーストラリア）、University Jean Moulin-Lyon 3（フランス）、Medicine Hat College（カナダ）、韓南大学校（大韓民国）、淑明女子大学校（大韓民国）、杭州師範大学（中華人民共和国）、吉林大学（中華人民共和国）、吉林大学珠海学院（中華人民共和国）、Payap University（タイ王国）

- ② 愛知学長懇話会のもとでの包括協定大学／愛知県下の本学を除く全ての大学

ただし、海外の大学への留学に関しては、その留学が、本学の学生留学規程に基づく留学（認定留学を含む）と認められれば、留学先の大学が協定大学であるか否かに拘わらず、留学先の大学において修得した単位については、単位互換協定大学における修得単位と同様に単位認定されます。

なお、この単位互換協定に基づく単位認定の制度については、後述の「11 各種の単位認定制度について」でも説明されていますので、参照してください。

#### 参考 外国人留学生および外国において相当期間外国の教育を受けた学生に対する履修上の特例

本学では、外国人留学生および外国において相当期間外国の教育を受けた学生に対し、「日本語科目」と「日本事情に関する科目」を開設し、当該学生のみ履修を許可するとともに、履修に関する特例を次のとおり設けています。

- ① 外国人留学生が、日本語科目 8 単位を修得したときは、共通教育科目における母国語以外の英語教育科目または外国語教育科目 8 単位に読み替えることができる。ただし、日本語科目 8 単位を 2 つ以上の外国語の科目に分けて読み替えることはできない。
- ② 外国人留学生および外国において相当期間外国の教育を受けた学生が、日本事情に関する科目の単位を修得したときは、共通教育科目における総合教育科目の単位に読み替えることができる。

## 5 履修登録について

履修登録とは、学生各自が、自分の履修すべき授業科目を自ら決定し、所定のルールと手続きにしたがって、学生本人の責任において大学に届け出る行為です。

履修登録していない場合、授業を受講することはできません。また、授業に出席し試験等を受験しても、単位認定の対象になりません。留年、その他の重大な結果につながりますので、十分注意してください。

履修登録は、別冊の「履修登録について」にしたがって登録して下さい。

### ※履修登録取消し制度について

履修登録変更締切日を過ぎてからの登録変更は認められませんが、通常授業開始後4週間以内であれば、登録を取消すことができます。ただし、病気等で止むを得ない場合は、この限りではありません。

また、集中講義の場合は、集中講義初日（16：45）まで登録を取消すことができます。

取消しを希望する場合は、履修支援センター窓口にて所定の手続きをとってください。ただし、新たな科目を登録することはできませんので十分注意してください。

## 6 授業について

### 〔1〕授業時間

授業は、1時限90分で行われます。

通常授業は、平日は5時限、土曜日は2時限までです。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9：10～ 10：40	10：55～ 12：25	13：20～ 14：50	15：05～ 16：35	16：45～ 18：15

#### 参考 授業時間割について

授業時間割は、各教育課程の趣旨に基づき、それぞれの授業科目を年次別、前期・後期別、曜日・時限別に配当した一覧表であり、各学科別に編成されています。

（※授業時間割表は本冊子に後掲されていますので、参照してください。）

### 〔2〕授業の開講形態

授業の開講形態は次のとおりです。

- 1) 通年開講…1年間にわたり継続して授業が行われます。
- 2) 半期開講…前期または後期の半年間継続して授業が行われます。
- 3) 集中講義…上記の通年または半期開講が、特別の事情により毎週授業を行えない場合、夏期あるいは冬期の休業中またはその前後の短期間に集中的に授業が行われます。

#### 参考 合併授業とは…

学科間の話し合いにより、一つの授業を複数の学科で共同開講することができます。この授業開講形態を合併授業といいます。

### 〔3〕休講

授業担当教員のやむをえない事由あるいは暴風警報発令等により、授業を休講にすることがあります。

- 1) 予め判明している休講は、事前にプラズマディスプレイ等で発表します。また、教務関係情報ホームページの授業情報（休講）にも同時に掲載します。
  - 2) 休講の発表がない場合で、授業開始時刻から30分以上経過しても授業担当教員から教室に連絡がない場合は、履修支援センターに連絡し、指示を受けてください。
  - 3) 暴風警報発令等による休講措置については、次のとおりです。

**注意！** (暴風警報発令等による休講措置)

- (1) 次の①の場合は休講になります。②または③の事態が未明から続いているときは、後述 a)～c) のとおりとします。

  - ① 東海地震に関する注意情報もしくは予知情報（警戒宣言）が発表された時。
  - ② 愛知県西部尾張東部・尾張西部（下図参照）に暴風警報が発令中。
  - ③ 名古屋鉄道または名古屋市営交通が運転ストライキ実施中（集改札ストライキを除く）。
    - a) 午前 7 時の時点で解除されているときは、通常通り授業を行う。
    - b) 午前 7 時の時点で解除されていないときは、午前中（第 1 限及び第 2 限）の授業を休講とする。
    - c) 午前 10 時の時点で解除されていないときは、全日休講とする。

（事態の発生が、朝方から第 1 限の授業開始までの場合を含む。）

(2) 第 1 限の授業開始以降に、前項(1)の②または③の事態が発生したときは、その状況をみて、学長が全学休講とするか否かを決定し、発表します。

※全学休講の場合は、その内容をプラズマディスプレイ等で発表するとともに校内放送により通知します。また、教務関係情報ホームページ上の掲示板にも掲載します。

(3) 愛知県西部尾張東部・尾張西部以外に在住の学生で、居住する地域・通学経路で暴風警報が発令された場合は、履修支援センターで必要な手続きをすることにより、出席扱いになります。なお、この場合の出席扱いは、〔5〕授業への出席、欠席の扱いにおける出席扱いとは別です。



## [4] 補講

休講があった場合は、原則として授業期間外に授業が補てんされます。この補てん授業を補講といいます。

補講は「補講日」以外にも、授業期間の第5限、土曜日（1～5限）、夏期休暇期間中に実施されることがあります。Moodleでの補講もあります。

補講の実施は、事前に掲示板に掲示して発表します。また、教務関係情報ホームページの補講案内にも同時に掲載します。

## [5] 授業への出席、欠席

授業には、原則としてすべて出席する必要があります。

ただし、次の場合は授業を欠席しても、履修支援センターで必要な手続きをすることにより、出席の扱いとなります。なお、出席の扱いとできるのは1科目につき各期4回までです。（原則として集中講義は該当しません。）

- ① 博物館実習、早期英語教育実習、社会福祉現場実習、保育実習（保育所・施設）、精神保健福祉援助実習、音楽療法士施設実習、実務実習の期間が重なった場合（添付書類…不要）

注：ただし、社会福祉現場実習で欠席が4回を超える場合、教育実習（教員採用試験を含む）、介護等体験及び臨地実習（生活環境学部食環境栄養学科）については、「授業出席取扱い証明書」の発行はできません。代わりに「学外実習等出席証明書」を発行しますので、それを授業担当者に提出してください。なお、臨地実習は出席の扱いとなりません。学科が別に定めています。

- ② 文化・スポーツおよび社会的活動の全国大会以上出場、もしくは、そのための公的機関が実施する強化合宿等の日程が重なった場合（添付書類…当該大会等を主催する公的機関の証明書）

- ③ 学校保健法施行規則第19条に規定されている伝染病（共通23ページ＊印参照）に感染または感染の疑いがある場合。ただし、日数は、学校保健法施行規則第20条に規定されている「出席停止の期間の基準」とする（添付書類…医師の診断書）

- ④ 忌引きによる場合（添付書類…保証人の証明書または会葬礼状など）

【ただし、忌引きは二親等までとし、次の表に示された日数が限度です。】

死亡した者	日 数（葬儀の日を含む連続の日数）
配偶者	10日以内
一親等の親族	血族…7日以内 姻族…5日以内
二親等の親族	血族…3日以内 姻族…2日以内

（注）生計をひとつにする姻族は血族に準ずる。

- ⑤ その他、止むを得ない事由であると教務部長が認めた場合（添付書類…理由書）

## [6] 授業への遅刻、早退

授業への30分以上の遅刻は、遅刻とはみなさず欠席となります。ただし、公共交通機関の遅延等により、遅延証明書が提出された場合を除きます。遅刻は2回をもって1回の欠席となります。早退についても遅刻と同様の扱いとします。

## [ 7 ] 受講態度

授業中に次のような行為を行ない、担当教員から注意を受け、さらにその上で教室からの退出を求められた学生は欠席扱いとなります。

- ① 授業に関係のない私語をした場合。授業に関係するものであっても極力避ける。担当教員の言葉が聞き取れない、説明の内容が理解できない、板書の文字が読めないといった場合には、挙手して直接質問すること。
- ② 携帯電話でメール等の送受信を行なった場合。携帯電話の電源は必ず切っておくこと。
- ③ 授業と関わりのない作業等を行なった場合。

## 7 試験について

試験の種類、受験資格、その他については、下記のとおりです。

### [ 1 ] 試験の種類とその内容

- ① **定期試験**…学期末または学年末の特定の期間に実施される試験
- ② **期間外定期試験**…以下の各号にあたる理由によって、定期試験を受験できなかった学生で、指定された期日までに必要な手続きを行い、教務委員長が認めた者に対して実施される試験
  - a) 教育実習、博物館実習、早期英語教育実習、臨地実習、社会福祉現場実習、保育実習（保育所・施設）、精神保健福祉援助実習、音楽療法士施設実習、介護等体験、実務実習の期間が重なった者
  - b) 教員採用試験が重なった者
  - c) 文化・スポーツおよび社会的活動の全国大会以上出場、もしくは、そのための公的機関が実施する強化合宿等の日程が重なった者
  - d) 学校保健法施行規則第19条に規定されている伝染病（共通23ページ＊印参照）に感染または感染の疑いがある者
  - e) 居住する地域・通学経路で暴風警報が発令された場合
- ③ **追試験**…忌引き、病気、怪我、事故（自家用車による通学での事故等は認められない）その他正当と認められる理由で定期試験を受験できなかった学生で、指定された期日までに必要な手続きを行い、教務委員長が認めた者に対して実施される試験
- ④ **再試験**
  - a) 卒業要件単位の不足が2科目以内（卒業論文・卒業制作等は除く）で、それら科目が合格すれば、卒業要件を充足できる者に対して実施される試験。ただし、卒業要件不足科目については、当該年度に履修し、成績が不合格（成績評価F）であった科目に限られます。
  - b) 外国語コミュニケーション学科、食環境栄養学科、現代子ども学科、薬学科が定めた専門教育科目の成績が不合格（成績評価F）であった者に対して実施される試験。詳細については、学部編を参照してください。
  - c) 共通教育科目英語教育科目について  
英語コミュニケーションA(1)(2)、英語コミュニケーションB(1)(2)、英語コミュニケーションC(1)(2)、英語コミュニケーションD(1)(2)の成績が不合格（成績評価F）であった者に対し再試験を実施します。再試験までの日程は次のとおりです。

## 【定期試験における再試験】

	前期科目	後期科目
定期試験成績（再試験対象者）発表・時間割発表	2009年9月18日(金) 在学生オリエンテーション	2010年3月1日(月) 10:00 学部掲示板にて掲示
課題申し込み日	2009年9月18日(金) 15:30 厳守 言語センター準備室(E3-321)	2010年3月1日(月) 15:30 厳守 言語センター準備室(E3-321)
課題(e-learning)実施期間	2009年9月18日(金)～10月16日(金)	2010年3月1日(月)～3月11日(木)
再試験日	2009年10月22日(木)	2010年3月15日(月)
再試験成績発表	2009年11月9日(月)	2010年4月1日(木) 新年度在学生オリエンテーション

### ★再試験受験の手続きについて

- ①再試験を受験するためには課題の学習が必須です。受験を希望する学生は、課題申し込み日に、言語センター準備室で手続きしてください。
- ②再試験料 3,000円（証明書自動発行機の費用納入証明書）は、試験当日、教室に持参してください。

★受験できる科目は、各期1科目です。また卒業年度の後期については、卒業年次対象再試験制度を利用して下さい。（卒業年次対象再試験についてはP. 共通20参照）

★課題を修了しなかった場合、再試験を受験しても不合格となりますので注意してください。

★追試験・期間外定期試験における再試験については別途案内します。

### 参考 平常試験とは…

定期試験等のほかに、授業担当者が必要と認めたとき、授業中に行う試験です。出席状況とともに、この試験結果が成績に加味されることがあります。また、授業担当者によっては、この試験結果のみで単位認定がなされる場合もありますので、注意してください。

## 〔2〕試験の方法

試験の方法には、筆記試験のほか、プレゼンテーション、レポート提出、論文提出、作品提出、実技、実験、実習などがあります。

定期試験期間中に実施される試験は、主に筆記試験です。なお、試験の方法については、授業担当者から指示があります。

保健センターでの受験はありません。

## 〔3〕受験資格

受験資格を有するには、次の各号のすべてを満たす必要があります。

- ① 履修登録がなされていること
- ② 実授業回数の3分の2以上出席していること（5回欠席は受験資格なし）
- ③ 学生証を所持していること
- ④ 授業料等の学納金が完納されていること

## 〔4〕受験手続き

「定期試験」についての受験手続きは不要ですが、「期間外定期試験」・「追試験」・「再試験」については、受験手続きが必要です。以下に、各試験別に必要な提出書類を掲載します

ので、該当者は必要な書類を整えた上で、教務関係事項スケジュール表において定められた期限までに、履修支援センターに願い出てください。

○「期間外定期試験」を願い出る場合の提出書類

- ① 期間外定期試験受験願（履修支援センター備え付けの所定用紙）
- ② 証明書
  - a) 教員採用試験日が重なった場合…受験票の写し
  - b) 文化・スポーツおよび社会的活動の全国大会等が重なった場合…当該大会等を主催する公的機関の証明書
  - c) 学校保健法施行規則第19条に規定されている伝染病（共通23ページ＊印参照）に感染または感染の疑いがある場合…医師の診断書
  - d) 教育実習、実務実習等の学外実習の期間が重なった場合…不要
  - e) 居住する地域・通学経路で暴風警報が発令された場合…不要

○「追試験」を願い出る場合の提出書類

- ① 追試験受験願（履修支援センター備え付けの所定用紙）
- ② 証明書
  - a) 病気、怪我による場合…医師の診断書
  - b) 交通機関の事故等による場合…遅延証明書、警察による事故証明等
  - c) 就職試験、保育士試験及び図書館司書講習受講等による場合…受験先の証明書または受験票（受講許可証）の写し
  - d) 忌引きによる場合…保証人の証明書または会葬礼状など

【ただし、忌引きは二親等までとし、次の表に示された日数が限度です。】

死亡した者	日 数（葬儀の日を含む連続の日数）
配偶者	10日以内
一親等の親族	血族…7日以内 姻族…5日以内
二親等の親族	血族…3日以内 姻族…2日以内

(注) 生計をひとつにする姻族は血族に準ずる。

- e) 上記以外の正当な理由による場合…保証人連署の理由書（この場合、事前に履修支援センターに問い合わせてください。）

- ③ 追試験料…1科目につき1,000円（証明書自動発行機の費用納入証明書を利用して納付してください。）

○「再試験」（4年生対象）を願い出る場合の提出書類

- ① 再試験受験願（履修支援センター備え付けの所定用紙）
- ② 再試験料…1科目につき3,000円（証明書自動発行機の費用納入証明書を利用して納付してください。）

## [ 5 ] 試験日程・時間割・教室等

- ① 各試験の日程は、教務関係事項スケジュール表に記載されているとおりです。また、集中講義の中での試験は、原則として講義最終回に実施されます。
- ② 試験時間割は、授業時間割に準じます。
- ③ 試験時間は原則的には60分ですが、90分の場合もあります。

【参考】試験開始および終了の時刻（試験時間60分の場合）

	第1限	第2限	第3限	第4限	第5限
開始時刻～ 終了時刻	9：10～ 10：10	10：55～ 11：55	13：20～ 14：20	15：05～ 16：05	16：45～ 17：45

- ④ 試験教室は、授業教室と異なる場合があります。
- ⑤ 試験時間割・教室等については、試験実施前に履修支援センター前に掲示します。また、同時に教務関係情報ホームページにも掲載しますので、必ず確認してください。

## [ 6 ] 受験時の諸注意（心得）

次の受験時の諸注意は必ず守ってください。なお、まぎらわしい行為は不正行為とみなされる場合がありますから、受験の際は、他から疑問をいたかれるような行為はとらないよう、配慮してください。

- ① 学生証を必ず携帯し、筆記試験中は、写真の面を上にして、机上の通路側の上角に提示し、試験監督者が確認しやすいように置くこと。
- ② 万一、学生証を忘れた場合は、受験前に履修支援センターへ願い出て、受験許可証を発行してもらってから受験すること。なお、受験許可証は、発行日のみ有効であり、使用後は当日中に必ず履修支援センターへ返却すること。（学生証の携帯は義務づけられていることですから、受験許可証の発行を受けられるのは、原則として当該試験期間中に1回限りです。）
- ③ 万一、学生証紛失に伴う学生証の再発行手続き中である場合は、学生証再発行手続き中である証明物をもって学生証代わりに使用すること。
- ④ 試験教室では、教室前方に掲示された「着席番号表」に指定された席で受験すること。万一、自分の番号が一覧表にない時は、試験監督者にその旨を申し出て受験し、終了後に履修支援センターへ申し出ること。
- ⑤ 試験教室においては、常に試験監督者の指示に従うこと。（指示に従わない場合は、退室を命じられます。）
- ⑥ 答案用紙には、必ず氏名その他必要事項を記入すること。なお、試験教室において、いつたん試験問題と答案用紙を受け取った場合は、答案用紙を必ず試験監督者に提出しなければならない。
- ⑦ 試験開始後20分以上遅刻した者は、その試験教室に入室して受験することはできない。また、試験開始後20分以内は、その試験教室から退室できない。なお、理由の如何に拘わらず、試験教室からいったん退室した者は、その試験教室に再入室できない。
- ⑧ 試験時間の途中で退室するときは、答案用紙を「教卓の上」に提出すること。
- ⑨ 試験中は、学生証・筆記用具の他は、試験監督者が許可または指示していないものを机上に置かないこと。なお、必要なものがある場合は、事前に試験監督者に許可を得ること。
- ⑩ 机の中には何も入れないこと。なお、試験に不用な物は、カバン等に入れて、床の上に置くこと。
- ⑪ 下敷は、試験監督者の許可のない限り使用できない。
- ⑫ 試験中は、**携帯電話等の電源を必ず切ること**。（万一、試験中に着信音等が鳴った場合は、退室を命じられることがあります。）

\* 学校保健法施行規則第19条に規定されている伝染病

学校伝染病の指定された病名は次のとおりです。医師の診察を受け伝染の恐れがないと診断されてから登校してください。登校には、病名と出席停止期間が記載された診断書が必要です。診断書は、履修支援センターへ提出してください。

### 学校伝染病

	病 名
第一種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血病、痘瘡、ペスト、マールバラグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、南米出血熱、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核
第三種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の伝染病

## 8 不正行為・不正レポートと罰則について

受験時の諸注意のところでも記載したように、まぎらわしい行為は不正行為とみなされる場合がありますから、受験に際しては、他から疑問をもたれるような行動をとらないようにしてください。

また、レポート作成に際しても、不正レポートとみなされることのないよう、十分注意してください。

**注意！** 試験中に不正行為を行った者を、学則第46条に基づき、訓告、停学、退学のいずれかの懲戒に付します。同時に、その学期の全科目の成績評価を「失格」とします。

① 試験中に不正行為を行ったと認められた学生は、直ちに受験を停止し、試験監督者の指示に従わなければなりません。

以下の場合は、不正行為にあたります。

- a) 他人の答案用紙をのぞいたり、他人と答案用紙を交換した場合
- b) 他人と話をした場合
- c) 当該試験科目に関係したものであるか否かを問わず、不正行為物件（カンニングペーパー、携帯電話、デジタルオーディオプレーヤー等の不正行為に使用できる全ての用具をいう）を所持していた場合
- d) 本人が書いたか否かを問わず、机上等に当該試験科目の内容が書いてある場合
- e) 代理受験を行ったり、依頼をした場合
- f) その他、試験監督者が不正行為と認めた場合

② 書籍、論文、新聞、ホームページ、他の学生が書いたレポート等に記載されたものを、出典を明らかにせずに用いる等、剽窃（ひょうせつ）した箇所があるレポートは不正レポートとみなし、提出者の当該科目の成績評価を「失格」とします。

なお、他人のレポートを丸写したり、他人にレポート作成を依頼したりするなど、悪質な不正レポートと認められる場合は、これを不正行為とみなし、学則第46条に基づき、訓告、停学、退学のいずれかの懲戒に付します。同時に、その学期の全科目の成績評価を「失格」とします。

### ※不正レポートとみなされないための注意

自分の意見を述べるために、必要な範囲で他の著作物から引用する場合は、引用箇所を「」で囲むなどして明示するとともに、出典を明らかにする必要があります。以下に引用の仕方の一例を記します。このような形で記述すれば、不正レポートとみなされることはありません。なお、専門分野によって表記の方法が異なるため、当該科目の担当教員の指示に従って下さい。

#### 《引用の仕方の例》

(例) 金城花子(2008)は、「・・・・」と述べている。一方、金城すみれ(2009)は「・・・・」と述べている。

#### 引用文献

- 1) 金城花子(2008)、書名、〇〇出版社、pp.100-112
- 2) 金城すみれ(2009)、サイト名、<http://www.kinjo-u.ac.jp/kyoumu-sample.html>

(最終アクセス日 2009/07/10)

(注) 引用文献は文末に示すことが一般的である。

## 9 レポート、卒業論文・卒業制作等の提出方法について

### 【レポートの提出について】

レポートの提出に際しては、以下の事項に注意してください。

- (1) レポートは、必ずインク、ボールペン、パソコン（ワープロ）を用いて書き、ホッチキスやひもなどで綴じてから提出してください。
- (2) レポートには、必ず表紙をつけ、次の見本例のように各項目名を記載してください。

#### 見本A 4版(例)

年度、学期、履修クラス
科目名、担当教員名
レポート題目名 (必要に応じて副題目名)
所属学科、学年、組、学籍番号
氏名(必要に応じてローマ字名も)

- (3) レポートは、必ず指定の期日・時間までに、指示された提出先に提出してください。

**注意!** 提出先が履修支援センターと授業担当者から指示のあったものに限り受理します。

ただし、郵送によるレポート提出は受け付けないので注意してください。また、授業担当者に直接提出するレポートについては、途中の事故を防ぐため、履修支援センターでは一切取り扱いません。授業担当者の指示に従ってください。

### 【卒業論文・卒業制作等の提出について】

- (1) 卒業論文・卒業制作等は、必ず指定された期限までに履修支援センターへ提出してください。(なお、学科が別に定める場合は、この限りではありません。) いかなる理由があっても、郵送によるものは受理しませんから、注意してください。
- (2) その他提出に係る詳細は、所属の学科が決定し、掲示などで通知されます。

## 10 成績評価と単位認定について

履修した授業科目は、通年科目の場合は年間の成績で単位認定され、半期科目の場合は半年間の成績で単位認定されます。

いったん認定された単位の取消しおよび成績評価の変更はできません。

また、本学では成績評価の客観性と厳格性の確保および学生の学修意欲の向上を目的として、2008年度からG P A制度を導入しています。適用の対象は2008年度入学生からですが、2007年度までの入学生に対しても参考としてG P Aを明示します。G P A (Grade Point Average/成績平均点数)とは、成績評価に対してそれぞれG P (Grade Point)を定め、1単位あたりの成績平均点数を示したものです。

G P Aは、成績単位修得通知表に記載されるとともに、一部選考資料としても利用されます。

G P Aの計算式は次のとおりです。なお、G P Aの計算式においては、F・欠・失の単位数も分母に加算されますので、それらが多いとG P Aは低くなります。

$$GPA = \frac{4 \times (AA\text{単位数} + 「検」単位数) + 3 \times A\text{単位数} + 2 \times B\text{単位数} + C\text{単位数}}{AA \cdot A \cdot B \cdot C \cdot F \cdot 欠 \cdot 失 \cdot 検の単位数合計}$$

※履修登録を取消すことができます。詳しくは、履修登録取消し制度（P共通17）を参照してください。

※再履修科目の成績評価及びGPAは、再履修後のものが正として更新されます。

※科目の性質上、次の3科目はGPAの対象とならないGPA除外科目とします。

【共通教育科目「キャリア開発E(2)」、食環境栄養学科「臨地実習」、薬学科「実務実習」】

#### (1) 成績評価の基準と合否の別および単位認定の可否については次のとおりです。

成績評価	GPA	成績評価の内容	合否の別	単位認定の可否
AA	4	100点～90点	合格	可
A	3	89点～80点		
B	2	79点～70点		
C	1	69点～60点		
F	0	59点以下	不合格	否
欠	0	・出席回数は充足しているが受験しなかった場合		
失	0	・出席回数不足で受験した場合 ・出席回数不足で受験しなかった場合 ・不正行為を摘発された場合		
検	4	・外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修		
他	—	・大学以外の教育施設等における学修	合格	可
換	—	・他の大学又は短期大学において修得した単位		
留	—	・外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位		
既	—	・入学前の既修得単位		
編	—	・編入学前の既修得単位	合格	可
再	—	・再入学前の既修得単位		
転	—	・転学部転学科前の既修得単位		

(注1) 定期試験を欠席した場合でも定期試験以外の学修成果により単位認定されることがあります。

(注2) 正当な理由で定期試験を欠席した場合は、GPAは一時的に低くなります。ただし、期間外定期試験・追試験を受験し、成績評価が出た段階でGPAは更新されます。

(注3) GPA欄に数値の入っていない科目（他・換・留・既・編・再・転）は、GPAの対象とならないGPA除外科目とします。

#### (2) 成績等の発表

成績（GPA付記）の結果は、クラス担任等が成績単位修得通知表を学生個人に渡すことによって、学生個人に発表されます。（口頭では一切行いません。）

成績（GPA付記）の結果発表時期（成績単位修得通知表を渡す時期）を試験の種類別に示すと、原則次のとおりです。

外国語コミュニケーション学科、食環境栄養学科、現代子ども学科、薬学科で各学期毎に実施される再試験等の成績発表の詳細については、学部編を参照して下さい。

前期定期試験	後期在学生オリエンテーション時
前期期間外定期試験・追試験	11月中旬
後期定期試験 後期期間外定期試験・追試験	前期在学生オリエンテーション時。ただし、4年生（薬学部は6年生）は卒業予定者発表の日
再試験（4年生）	3月中旬卒業予定者・追加発表の後

**注意！** 成績単位修得状況は、学生個人に発表したあと、保護者へも「成績単位修得通知表（成績および修得単位の累積）」を郵送し通知します。

#### (4) 成績の問い合わせ

成績の問い合わせは、成績単位修得通知表の発行日より1週間以内（最終日が休日の場合、その翌日）に、履修支援センターに申し出てください。

## 11 各種の単位認定制度について

学則等に基づく単位認定制度の対象となり得るものには、次の〔1〕～〔5〕に示すものがあります。いずれの場合も、認定された単位は卒業要件単位として認められます。

**ただし、教育職員免許状申請上の単位としては認められないことが多いので、教職課程履修者は注意が必要です。**（詳細については履修支援センターで確認のこと。）また、卒業上の履修計画の観点からすると、これらの単位認定制度の適用を受けようとする者は、所属学科の教員と十分相談することが必要です。

なお、〔1〕～〔4〕に関して単位認定を希望する者は、単位認定申請書（履修支援センター備え付け）ならびに必要関係書類を履修支援センターへ提出し、申請する必要があります。〔5〕については、履修登録が必要です。

### 〔1〕他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を除く）における授業科目の履修等

教育上有益と認められるときは、他の大学又は短期大学において履修し修得した授業科目の単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

本学が現在、単位互換協定を締結している他の大学又は短期大学は、国内では愛知学長懇話会のもとで包括協定を締結している愛知県下の本学を除く全ての国公私立大学です。

この制度により単位認定の対象となり得るのは、こうした単位互換協定を締結している他大学等において履修し修得した授業科目の単位と、科目等履修生として他の大学又は短期大学において履修し修得した授業科目の単位です。

### 〔2〕外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位

本学学則では、前述〔1〕の規程は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する、としていて、教育上有益と認めるときは、留学先で修得した単位を60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

本学の学生として海外留学する場合、本学に在学したまま留学する在学留学と、本学を休学して留学する休学留学が考えられます。いずれの場合も、単位認定制度の適用の対象となる点では同じです。しかし、留学期間が在学年数に算入されるか否か、本学の留学生奨学金受給申請資格が有るか否か、といった点において差異があります。

本学では、国際交流センターにおいて、在学留学としての海外留学プログラムを実施しています。この海外留学プログラムは、本学の学生留学規程に基づくものです。学生留学規程に基づく留学には、本学と国際交流協定を締結している海外の大学に留学する「交換留学」と「派遣留学」ならびに、留学先の大学又は短期大学を学生自身が選定して留学する「認定留学」の3種類があります。募集および選考は国際交流センターが行いますので、詳細については同センターへ問い合わせてください。

### 〔3〕大学以外の教育施設等における学修（外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修を含む）

教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（記載省略）を、本学における授業科目の履修とみなし、前述〔1〕及び

〔2〕により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、単位を与えることがあります。

これらの学修のうち、外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修については、後述の別表に記載したとあります。外国語検定科目に単位認定された場合は、認定された外国語検定の各科目に対応する同一番号の当該外国語科目の学修は済んだものとみなされます。なお、本学内で実施している「TOEIC（主催／言語センター）」と「TOEFL（主催／国際交流センター）」も単位認定の対象となりますので利用してください。

#### 〔4〕入学前の既修得単位等

教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した授業科目的単位（科目等履修生として修得したものと含む。）や、入学前に行った大学以外の教育施設における学修を、本学に入学した後の本学における授業科目的履修により修得したものとみなし、前述〔1〕、〔2〕、〔3〕により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、単位を与えることがあります。

ただし、編入学した者の入学以前の既修得単位の認定は、この定めとは別に行います。

#### 〔5〕外国の大学が実施する海外語学研修プログラムに参加する場合

夏期休暇中などに、外国の大学が実施する海外語学研修プログラムに参加する場合で、教育上有益と認められるときは、共通教育科目における総合教育科目的「海外研修A」～「海外研修E」、2007年度以降入学の言語文化学科生・外国語コミュニケーション学科生は、専門教育科目「海外英語／中国語／フランス語／ドイツ語研修」の履修登録（語学研修する当該学期で、教務関係事項スケジュール表に記載されている期日までに履修支援センター備え付けの履修登録用紙で登録をすること）を認め、単位認定することができます。

海外語学研修科目への履修登録に際しては、本学の国際交流センターが実施しているプログラムのものを除き、研修を予定するプログラムが、教育上有益と認めるものに相当するか否かを、事前に履修支援センターへ申し出て、確認が必要です。

本学では、国際交流センターにおいて、本学と国際交流協定を締結している海外の大学との間で、語学（ただし、現在のところ、英語、中国語、フランス語、ドイツ語に限る。）研修を中心とした海外研修旅行プログラムを実施しています。このプログラムは、本学が教育上有益と認める海外語学研修ですから、履修登録に際しては、事前に履修支援センターへ申し出て確認をする必要はありません。詳細については、国際交流センターへ問い合わせてください。

付記：前述の単位認定制度の〔1〕～〔4〕により、本学において修得したとみなす認定単位数の範囲を、表により再掲すると次のとおりです。（ただし、本学において修得した単位は含まれません。）

認定単位数の範囲		
内 容	項目別	合 計
国内の他の大学又は短期大学における授業科目的履修等	60単位以内	
外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位	60単位以内	
大学以外の教育施設等における学修（外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修を含む）	60単位以内	
入学前の既修得単位等	60単位以内	

## 別表（単位認定の対象となる検定試験等とその認定基準）

注意1：英語英米文化学科、言語文化学科、外国語コミュニケーション学科、国際社会学科の「英語」、言語文化学科（2008年度入学生）、外国語コミュニケーション学科の「中国語」「フランス語」「ドイツ語」、および国際社会学科（2005年度以降の入学生）の「中国語」に関する認定基準は異なります。後掲されている各学科の認定基準表を参照してください。

注意2：認定授業科目を複数の検定試験等で認定する場合は、成績区分の上位の検定試験等で認定されます。

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験 (英検)	2級	外国語検定(英語コミュニケーションB)	2単位
	準1級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位
	1級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	450～480点	外国語検定(英語コミュニケーションA又はB)	2単位
	481～510点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B)	4単位
	511～550点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C又はD)	6単位
	551点以上	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位
Test of English for International Communication (TOEIC)	470～560点	外国語検定(英語コミュニケーションB)	2単位
	561～650点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B)	4単位
	651～750点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位
	751点以上	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位
国際連合公用語・英語検定試験(国連英検)	C級	外国語検定(英語コミュニケーションB)	2単位
	B級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位
	A級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	PET(2級)	外国語検定(英語コミュニケーションB)	2単位
	FCE(準1級)	外国語検定(英語コミュニケーションA、B)	4単位
	CAE(1級)	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位
	CPE(特級)	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位
ドイツ語技能検定試験	3級	外国語検定(ドイツ語1、2)	2単位
	2級	外国語検定(ドイツ語1、2、ドイツ語会話1、2)	4単位
	準1級	外国語検定(ドイツ語1、2、3、4) 外国語検定(ドイツ語会話1、2)	6単位
	1級	外国語検定(ドイツ語1、2、3、4) 外国語検定(ドイツ語会話1、2、3、4)	8単位
	3級	外国語検定(フランス語1、2)	2単位
実用フランス語技能検定試験	準2級	外国語検定(フランス語1、2、フランス語会話1)	3単位
	2級	外国語検定(フランス語1、2、フランス語会話1、2)	4単位
	準1級	外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2)	6単位
	1級	外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2、3、4)	8単位
	A 2	外国語検定(フランス語1、2)	2単位
フランス語資格試験	B 1	外国語検定(フランス語1、2、フランス語会話1、2)	4単位
	B 2	外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2)	6単位
	(DALF) C 1	外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2、3、4)	8単位
中国語検定試験	3級	外国語検定(中国語1、2)	2単位
	2級	外国語検定(中国語1、2、中国語会話1、2)	4単位
	準1級	外国語検定(中国語1、2、3、4、中国語会話1、2)	6単位
	1級	外国語検定(中国語1、2、3、4) 外国語検定(中国語会話1、2、3、4)	8単位

試験の種類	成績区分	認定授業科目		認定単位数
スペイン語技能検定試験	4級	外国語検定(スペイン語1、2)		2単位
	3級	外国語検定(スペイン語1、2、スペイン語会話1、2)		4単位
	2級	外国語検定(スペイン語1、2、3、4) 外国語検定(スペイン語会話1、2)		6単位
	1級	外国語検定(スペイン語1、2、3、4) 外国語検定(スペイン語会話1、2、3、4)		8単位
韓国語能力試験	3級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2)		2単位
	4級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、韓国・朝鮮語会話1、2)		4単位
	5級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話1、2)		6単位
	6級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話1、2、3、4)		8単位
ハングル能力検定試験	準2級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2)		2単位
	2級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、韓国・朝鮮語会話1、2)		4単位
	準1級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話1、2)		6単位
	1級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話1、2、3、4)		8単位
通関士試験	合格	通関業務研究		3単位
総合旅行業務取扱管理者試験	合格	旅行業務研究		3単位
二級建築士	合格	住居・インテリア実習(1) 住居・インテリア実習(2) 住居・インテリア系科目群の中から1科目	2単位	6単位
初級システムアドミニストレータ(平成21年度春期試験まで) ITパスポート試験	合格	生活環境 情報学科 ※	情報処理演習(1) コンピュータ概論 情報化社会論	4単位 (左記の内 2科目)
		情報文化 学科※	情報システム論 コンピュータOS論 コンピュータネットワーク論	4単位 (左記の内 2科目)
基本情報技術者	合格	生活環境 情報学科 ※	情報処理演習(1) コンピュータ概論 情報化社会論	6単位
		情報文化 学科※	情報システム論 コンピュータOS論 コンピュータネットワーク論	6単位
色彩検定	2級	環境デザ イン学科 ※	カラーコーディネート論	2単位
	1級		カラーコーディネート論 カラーコーディネート演習	3単位
	2級	情報文化 学科※	カラーコーディネート	2単位
	1級			

※付記：1. 指定学科の学生は、他学科の授業科目は認定されません。  
 2. 指定学科以外の学生は、2学科にわたる授業科目は認定されません。

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
CGエンジニア検定CG部門 CGエンジニア検定画像処理部門 CGクリエイター検定ディジタル映像部門 CGクリエイター検定Webデザイン部門 マルチメディア検定ベーシック CGエンジニア検定 CGクリエイター検定	3級	2008年度以前の入学生に適用 デザイン表現基礎 CGプログラミング CG表現基礎 Webアニメーション 3D-CG表現技術 CG知識・技術 Webデザイン基礎 Webデザイン応用 イラスト作成法 マルチメディア表現及び技術 アニメーション技術 デジタル編集技術A デジタル編集技術B	2単位
CGエンジニア検定CG部門 CGエンジニア検定画像処理部門 CGクリエイター検定ディジタル映像部門 CGクリエイター検定Webデザイン部門 マルチメディア検定エキスパート	2級	2009年度以降の入学生に適用 デザイン表現入門 デザイン表現A(イラスト) デザイン表現B(3D-CG) Webデザイン入門 Webアニメーション入門 Web制作A(情報編集) Web制作B(情報表現) Web制作C(Web運営)	4単位
CGエンジニア検定CG部門 CGエンジニア検定画像処理部門 CGクリエイター検定ディジタル映像部門 CGクリエイター検定Webデザイン部門	1級	CG知識・技術 マルチメディア表現及び技術 CM制作 デジタルコンテンツ制作	6単位

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
2007年度以前の入学生に適用 簿記能力検定試験 簿記検定試験	2級	簿記入門	2単位
	1級	簿記入門 会計学入門	4単位
2008年度以降の入学生に適用 簿記検定試験	2級	簿記入門	2単位
	1級	簿記入門 会計学入門	4単位

**2008年度以降の入学生に適用**

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
貿易実務検定	A級	貿易実務研究	2単位
	準A級		
	B級		

**外国人留学生に適用**

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
日本語能力試験	1級	日本語201 日本語202	10単位

**文学部英語英米文化学科の「英語」に関する認定基準表** 2008年度以降の入学生に適用

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験（英検）	2級	TOEIC演習A(1)・(2)	2単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	470～499点		
Test of English for International Communication (TOEIC)	500～579点		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	C級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	P E T (2級)		
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	500～549点	TOEIC演習A(1)・(2) Advanced Listening A(1)・(2)	4単位
Test of English for International Communication (TOEIC)	580～719点		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	B級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	F C E (2級)		
実用英語技能検定試験（英検）	準1級	TOEIC演習A(1)・(2) TOEIC演習B(1)・(2) Advanced Listening A(1)・(2)	6単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	550～579点		
Test of English for International Communication (TOEIC)	720～799点		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	A級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	C A E (1級)		
実用英語技能検定試験（英検）	1級	TOEIC演習A(1)・(2) TOEIC演習B(1)・(2) TOEIC演習C(1)・(2) Advanced Listening A(1)・(2)	8単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	580点以上		
Test of English for International Communication (TOEIC)	800点以上		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	特A級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	C P E (特級)		

- 備考： 1 認定科目的選択は、学生の単位修得状況・履修状況に応じて教務委員が行います。  
 2 上記の科目を単位修得済みの場合は、次の科目を代わりに単位認定に充てることができます。ただし、本表により既に単位認定済みの場合は除きます。  
 TOEIC演習A(1)・(2) : Listening(1)・(2)または、コミュニケーションのための英文法(1)または(2)  
 TOEIC演習B(1)・(2) : Comprehensive English(1)・(2)  
 Advanced Listening A(1)・(2) : Advanced Listening B(1)・(2)  
 TOEIC演習C(1)・(2) : Advanced English(1)・(2)

**文学部英語英米文化学科の「英語」に関する認定基準表** 2007年度以前の入学生に適用

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験（英検）	2級	英語特殊演習A(1)・(2)	2単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	470～499点		
Test of English for International Communication (TOEIC)	500～579点		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	C級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	P E T (2級)		
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	500～549点	英語特殊演習A(1)・(2) Advanced Listening A(1)・(2)	4単位
Test of English for International Communication (TOEIC)	580～719点		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	B級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	F C E (2級)		
実用英語技能検定試験（英検）	準1級	英語特殊演習A(1)・(2) 英語特殊演習B(1)・(2) Advanced Listening A(1)・(2)	6単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	550～579点		
Test of English for International Communication (TOEIC)	720～799点		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	A級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	C A E (1級)		
実用英語技能検定試験（英検）	1級	英語特殊演習A(1)・(2) 英語特殊演習B(1)・(2) 英語特殊演習C(1)・(2) Advanced Listening A(1)・(2)	8単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	580点以上		
Test of English for International Communication (TOEIC)	800点以上		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	特A級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	C P E (特級)		

- 備考： 1 認定科目の選択は、学生の単位修得状況・履修状況に応じて教務委員が行います。  
 2 上記の科目を単位修得済みの場合は、次の科目を代わりに単位認定に充てることができます。ただし、本表により既に単位認定済みの場合は除きます。  
 英語特殊演習A(1)・(2) : Listening(1)・(2)またはコミュニケーションのための英文法(1)または(2)  
 英語特殊演習B(1)・(2) : English Seminar(1)・(2)  
 Advanced Listening A(1)・(2) : Advanced Listening B(1)・(2)  
 英語特殊演習C(1)・(2) : Advanced English Seminar(1)・(2)

## 文学部言語文化学科の「英語」に関する認定基準表

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験（英検）	準1級	2007年度以降の入学生に適用 英語（1～6） TOEIC演習（1～2） 中級英語A（1～2） 中級英語B（1～2） 中級英語C（1～2）	4単位
	1級		8単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	500～549点	2006年度以前の入学生に適用 英語（1～12）	4単位
	550～579点		6単位
	580点以上		8単位
Test of English for International Communication (TOEIC)	580～749点	2006年度以前の入学生に適用 英語（1～12）	4単位
	750～799点		6単位
	800点以上		8単位
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	B級	2006年度以前の入学生に適用 英語（1～12）	4単位
	A級		6単位
	特A級		8単位
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	PET(2級)	2006年度以前の入学生に適用 英語（1～12）	4単位
	CAE(1級)		6単位
	CPE(特級)		8単位

備考：1 認定科目の選択は、教務委員が行います。

2 【別表】の基準により「外国語検定（英語コミュニケーションA、B、C、D）」にも認定することができます。ただし、共通教育科目と専門教育科目を同時に認定することはできません。

## 文学部言語文化学科の「中国語」「フランス語」「ドイツ語」に関する認定基準表

2008年度以降の入学生に適用

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
ドイツ語技能検定試験	3級	専攻ドイツ語A～D(1)(2)	2単位
	2級		4単位
	準1級		6単位
	1級		8単位
実用フランス語技能検定試験	3級	専攻フランス語A～D(1)(2)	2単位
	準2級		3単位
	2級		4単位
	準1級		6単位
	1級		8単位
フランス語資格試験	A2(DELF)	専攻フランス語A～D(1)(2)	2単位
	B1(DELF)		4単位
	B2(DELF)		6単位
	C1(DALF)		8単位
中国語検定試験	3級	専攻中国語A～D(1)(2)	2単位
	2級		4単位
	準1級		6単位
	1級		8単位

備考：1 認定科目の選択は、教務委員が行います。

2 【別表】の基準により「外国語検定（ドイツ語1～4、ドイツ語会話1～4）（フランス語1～4、フランス語会話1～4）（中国語1～4、中国語会話1～4）」にも認定することができます。ただし、共通教育科目と専門教育科目を同時に認定することはできません。

### 文学部外国語コミュニケーション学科の「英語」に関する認定基準表

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験（英検）	2級	Grammar(1)(2) Reading(1)(2) Conversation(1)(2) TOEIC(1)(2)	2単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	470～499点		
Test of English for International Communication (TOEIC)	500～579点		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	C級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	P E T (2級)		
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	500～549点	TOEIC Intermediate(1)(2) Reading and Writing(1)(2) Oral Presentation(1)(2)	4単位
Test of English for International Communication (TOEIC)	580～719点		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	B級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	F C E (2級)		
実用英語技能検定試験（英検）	準1級		
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	550～579点	A級	6単位
Test of English for International Communication (TOEIC)	720～799点		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	A級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	C A E (1級)		
実用英語技能検定試験（英検）	1級		
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	580点以上	特A級	8単位
Test of English for International Communication (TOEIC)	800点以上		
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	特A級		
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	C P E (特級)		

備考：1 認定科目的選択は、学生の単位修得状況・履修状況に応じて教務委員が行います。

2 【別表】の基準により「外国語検定（英語コミュニケーションA、B、C、D）」にも認定することができます。ただし、共通教育科目と専門教育科目を同時に認定することはできません。

### 文学部外国語コミュニケーション学科の「中国語」「フランス語」「ドイツ語」に関する認定基準表

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
ドイツ語技能検定試験	3級	基礎ドイツ語(1)(2)	2単位
	2級	基礎ドイツ語(1)(2)、検定ドイツ語(1)(2)	4単位
	準1級	基礎ドイツ語(1)(2)、検定ドイツ語(1)(2) コミュニケーションドイツ語A(1)(2)	6単位
	1級	基礎ドイツ語(1)(2)、検定ドイツ語(1)(2) コミュニケーションドイツ語A(1)(2)、B(1)(2)	8単位
実用フランス語技能検定試験	3級	基礎フランス語(1)(2)	2単位
	準2級	基礎フランス語(1)(2)、検定フランス語(1)	3単位
	2級	基礎フランス語(1)(2)、検定フランス語(1)(2)	4単位
	準1級	基礎フランス語(1)(2)、検定フランス語(1)(2) コミュニケーションフランス語A(1)(2)	6単位
	1級	基礎フランス語(1)(2)、検定フランス語(1)(2) コミュニケーションフランス語A(1)(2)、B(1)(2)	8単位
フランス語資格試験	A 2 (DELF)	基礎フランス語(1)(2)	2単位
	B 1 (DELF)	基礎フランス語(1)(2)、検定フランス語(1)(2)	4単位
	B 2 (DELF)	基礎フランス語(1)(2)、検定フランス語(1)(2) コミュニケーションフランス語A(1)(2)	6単位
	C 1 (DALF)	基礎フランス語(1)(2)、検定フランス語(1)(2) コミュニケーションフランス語A(1)(2)、B(1)(2)	8単位
中国語検定試験	3級	基礎中国語(1)(2)	2単位
	2級	基礎中国語(1)(2)、検定中国語(1)(2)	4単位
	準1級	基礎中国語(1)(2)、検定中国語(1)(2) コミュニケーション中国語A(1)(2)	6単位
	1級	基礎中国語(1)(2)、検定中国語(1)(2) コミュニケーション中国語A(1)(2)、B(1)(2)	8単位

備考：1 認定科目の選択は、教務委員が行います。

2 【別表】の認定基準により「外国語検定（ドイツ語1～4、ドイツ語会話1～4）（フランス語1～4、フランス語会話1～4）（中国語1～4、中国語会話1～4）」にも認定することができます。ただし、共通教育科目と専門教育科目を同時に認定することはできません。

## 現代文化学部国際社会学科の「英語」に関する認定基準表

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
実用英語検定試験 (英検)	準1級	EIC(1) EIC(2) EIC(3)	4単位 8単位
	1級	EIC(4) EIC(5) EIC(6) EIC(7)	4単位 6単位 8単位
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	500～549	EIC(8)	4単位
	550～579	EIC Elective A	6単位
	580以上	EIC Elective B EIC Elective C EIC Elective D EIC Elective E	8単位
Test of English for International Communication(TOEIC)	580～749	EIC Elective F EIC Elective G EIC Elective H	4単位 6単位 8単位
	750～799	EIC Elective I (2008年度以降の入学生)	4単位
	800以上	EIC Elective J (2008年度以降の入学生) EIC Elective K (2009年度以降の入学生)	6単位 8単位
国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検)	B級	EIC Elective L (2009年度以降の入学生)	8単位
	A級		
	特A級		
ケンブリッジ大学 英語能力検定試験	FCE		
	CAE		
	CPE		

備考：1 認定科目的選択は、教務委員が行います。

2 [別表] の基準により「外国語検定（英語コミュニケーションA、B、C、D）」にも認定することができます。ただし、共通教育科目と専門教育科目を同時に認定することはできません。

## 現代文化学部国際社会学科の「中国語」に関する認定基準表

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
中国語検定試験	3級	初級中国語(1)(2)	2単位
	2級	初級中国語(1)(2)	4単位
		初級中国語会話(1)(2)	
	準1級	初級中国語(1)(2)	6単位
		初級中国語会話(1)(2)	
		中級中国語(1)(2)	
	1級	初級中国語(1)(2)	8単位
		初級中国語会話(1)(2)	
		中級中国語(1)(2)	
		中級中国語会話(1)(2)	

# 大学共通編

III

学籍上の諸手続き

◎ 学生の身分に関する異動（学籍異動）には、休学、復学、退学、再入学、除籍があり、事情および必要に応じて願い出ることができます。いずれの場合にも、教授会の承認が必要となりますから、事前にアドバイザーまたはクラス担任の先生とよく相談して進めるようしてください。

## 1 休学について

病気またはその他のやむをえない理由により、修学困難な期間が2ヶ月以上となるような場合は、休学を願い出ることができます。休学を願い出る場合は、保証人連署の上で、本学所定の休学願（履修支援センター備え付け）を履修支援センターに提出してください。

### ◆休学に関する参考・注意

- ① 入学初年次の前期については、その理由が病気又は留学の場合を除き休学は許可されません。
- ② 休学期間中は、授業料等の学納金に代えて在籍料を納付してください。授業開始8週間以内に休学を願い出た場合の在籍料は、半期50,000円です。また、授業開始8週間を経た後に休学を願い出た場合の当該学期の在籍料は、授業料の半額相当額です。
- ③ 休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えてください。
- ④ 休学は、1年以上にわたることができません。ただし、特別の事情のある場合は、引き続き許可されることがあります。
- ⑤ 休学期間は、通算して4年（薬学部薬学科においては6年）を超えることはできません。
- ⑥ 休学期間は、在学期間に含まれません。

## 2 復学について

休学が終了した場合（休学期間中に休学の理由が解消した場合を含む）は、保証人連署の上で、本学所定の復学願（履修支援センター備え付け）を履修支援センターに提出してください。

### ◆復学に関する参考・注意

病気による休学であった場合は、復学可能であることを証明する医師の診断書を添えてください。

## 3 退学について

病気またはその他のやむをえない理由により退学を願い出る場合は、保証人連署の上で、本学所定の退学願（履修支援センター備え付け）を履修支援センターに提出してください。

### ◆退学に関する参考・注意

- ① 納付済みの授業料等の学納金は、事情の如何にかかわらず返却されませんので、注意してください。
- ② 退学年月日は、原則として授業料等納入期の終了の日となります。ただし、授業料等納入済みの学期の途中で退学する場合は、この限りではありません。

## 4 再入学について

一旦本学を退学したが、本学における修学のため再び入学を希望する場合は、再入学を願い出ることができます。再入学を願い出る場合は、保証人連署の上で、本学所定の再入学願（履修支援センター備え付け）を履修支援センターに提出してください。

### ◆再入学に関する参考・注意

- ① 退学の理由が正当なものでない場合は、再入学が許可されないことがあります。なお、本学学則46条から48条において退学または除籍を命じられた者は再入学できません。
- ② 再入学は、各年度初めに限られます。再入学願は毎年2月末日までに履修支援センターへ提出してください。
- ③ 再入学を許可された者は、再入学金として、再入学年度の新入生の入学金の半額を納入しなければなりません。また、再入学者の授業料等学納金額は、再入学した学年次と同等となります。

## 5 除籍について

次のいずれかに該当した者は、除籍となります。

- (1) 在学期間が8年（ただし、薬学部薬学科生は12年）を超えた者
- (2) 通算して4年間休学したにもかかわらず、なお修学できない者
- (3) 授業料等の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたって行方不明の者
- (5) 在学中に死亡した者

### 参考 留年とは…

本学における教育課程は、4年間（ただし、薬学部薬学科生は6年）の在学期間で修了するようになっています。しかし、在学期間は最長8年（ただし、薬学部薬学科生は12年）まで可能です。については、4年（ただし、薬学部薬学科生は6年）を超えて在学する学生の身分は、学籍上「留年」として取り扱われます。

ただし、この取り扱いは、本学内における在学中だけの扱いで、記録上も証明書等の発行書類上においても、一切記載されるものではありません。

### 参考 留学の場合は…

本学学生留学規程に基づく留学（交換留学、派遣留学、認定留学）が許可された学生の留学期間中の学籍上の身分は「留学」として取り扱われます。

ただし、休学して留学する場合の学籍上の身分は、「留学」ではなく「休学」です。

## 大学共通編

IV

教務事務の取扱いに関して

## 1 事務取扱い時間について

事務の取り扱い時間は、次のとおりです。必ず時間を守ってください。

平 日 …… 午前9時より午後4時45分

土曜日 …… 原則として取り扱いはしません。

## 2 掲示等による伝達・連絡について

履修支援センターからの通知・連絡は、すべて所定の掲示板に発表しますので、毎日見なければいけません。掲示板の位置については、本学発行の学生ハンドブック「PRINTEMPS」を参照してください。

なお、履修支援センターでは、インターネット（Web）上に『教務関係情報ホームページ』（内容については次項参照）を開設し、授業に関する情報等を皆さんができるようになっています。また、情報項目のうち、「休講」「教室変更」「時間割変更」「掲示板」は、皆さんの携帯電話からもアクセスが可能です。必要に応じて利活用してください。

**注意！ 履修支援センターから皆さんへの必要なことの連絡の基本は掲示連絡です。ホームページに掲載されている・いないに拘らず、掲示板の連絡を見なかったことによる不利益や、公示されたことに対する責任を免れることはできませんので、登校したら必ず掲示板を見るようにしてください。掲示されている内容について、電話等での問合せには、応じません。**

## 3 教務関係情報ホームページについて

教務事項を中心とした一部の情報（休講情報を含む）については、インターネット（Web）上にホームページを開設し掲載しています。もちろん、諸連絡は各学部掲示板によるのが原則ですから、登下校の際には必ず掲示板を見なければなりませんが、学生サービスの一環として用意したホームページも大いに利用してください。

### 【教務関係情報ホームページのアドレス】

URL <http://kyomu.kinjo-u.ac.jp/>

**注意！ パソコン及び携帯電話ともに上記のアドレスでアクセスできますが、携帯電話は機種によっては使用できない場合がありますので、ご了承ください。**

### 【教務関係情報ホームページ掲載項目】

- ① 本年度開講科目一覧（シラバス閲覧可）
- ② シラバス検索
- ③ 教室使用状況（通常授業）
- ④ 学内施設使用状況
- ⑤ 授業情報（休講） \*携帯電話アクセス可
- ⑥ 授業情報（教室変更・時間割変更） \*携帯電話アクセス可
- ⑦ 補講案内
- ⑧ 集中講義案内
- ⑨ 教務関係事項スケジュール表

- ⑩ Web 履修登録（学内専用）  
履修登録（登録期間のみ）及び履修登録した科目の確認ができます。
- ⑪ キャリア・アップ講座案内
- ⑫ 掲示板 \*携帯電話アクセス可

#### ① 本年度開講科目一覧（シラバス閲覧可）

2009 年度に開講している授業時間割上の授業科目の「名称」、「開講クラス」、「担当者」を、共通教育科目、各学部学科の各専門教育科目、教職に関する科目、日本語科目・日本事情に関する科目にわたって一覧表にしています。

本年度の開講授業科目を確認したい場合や、その授業科目対象クラス、授業担当教員名を確認したい場合には、ここを開いて見てください。

なお、その授業科目のシラバス（授業内容、計画等）を見たい場合は、表の右端にある当該授業科目の「コード番号」をクリックしてシラバスを開き見てください。

#### ② シラバス検索

次の条件で検索することが可能です。（開講年度、開講期、開設学部学科、授業科目授業区分、曜日、時限、教室、教職員）

#### ③ 教室使用状況（通常授業）

キャンパス内にある E 1 号館から W10 号館までの全ての授業教室が一覧になっていて、各教室が前期・後期の通常授業において、毎週どのように使用されているかを曜日、時限にわたりて確認することができます。

また、一覧表の各教室の欄には、座席数（収容数）と付属設備の内訳も掲載されています。

通常授業期間中に、授業に影響のないように授業教室の使用を計画したい場合（但し、学生生活支援センターへの届け出が必要）の確認などの際に見てください。

なお、時間割上の教室変更があった場合は、後述の⑥通常授業情報（教室変更・時間割変更）に掲載されると同時に、この③教室使用状況（通常授業）の一覧表の中の該当教室についても訂正更新されます。

#### ④ 学内施設使用状況

授業以外で使用される教室を含め、学内の諸施設の使用状況を掲載しています。学内の施設を使用したいとき（但し、学生生活支援センターへの届け出が必要）など、施設の使用状況を確認したいときにここを見てください。

但し、前期末および後期末に実施する定期試験教室については、この一覧表には掲載せず、各学期の定期試験前に「教務関係情報掲示板」の中で通知しますので、必ず確認するようにしてください。

#### ⑤ 授業情報（休講）

授業担当者から休講の連絡が入り次第、プラズマディスプレイ等での発表と同時に、その休講情報を日程順に一覧表にして掲載しています。

なお、この情報については、皆さんの携帯電話からアクセスが可能です。

#### ⑥ 授業情報（教室変更・時間割変更）

授業担当者から授業教室の変更や時限の変更等の連絡が入り次第、掲示連絡と同時に、その授業の変更項目情報を一覧表にして掲載しています。

なお、この情報については、皆さんの携帯電話からアクセスが可能です。

#### ⑦ 補講案内

予定されている補講の全てを、一覧にして掲載しています。

## ⑧ 集中講義案内

予定されている集中講義の全てを、一覧にして掲載しています。

## ⑨ 教務関係事項スケジュール表

2009年度（4月～3月）における皆さんに係る教務上の行事予定が掲載されています。

## ⑩ Web 履修登録

履修登録（登録期間のみ）及び履修登録した科目の確認ができます。

## ⑪ キャリア・アップ講座案内

皆さんの「資格取得」や「就職支援」のために学内で実施している「キャリア・アップ講座」を紹介しています。募集は年3回ありますから、開講する講座、内容を知りたいとき見てください。（パンフレットはキャリア・アップ講座デスクにあります。）

## ⑫ 掲示板

履修支援センターをはじめ学生支援部から学生の皆さんに連絡したい一部の事項を項目にして掲載しています。

なお、この情報についても皆さんの携帯電話からアクセスが可能です。

## 4 諸届、願出について

諸届、願出等の提出期限が決められているものは、必ず期限内に提出しなければなりません。

**注意！** 提出の遅れたものについては、履修支援センターは一切受理しませんので、注意してください。

## 5 証明書等の発行について

証明書等の申込・発行については、本学発行の学生ハンドブック『PRINTEMPS』（プランタン）を参照してください。

なお、証明書関係の窓口（申込み・受取り）はすべて学生生活支援センターです。